

『第14回共同親権と子どもの養育を考える勉強会』レポート

平成22年1月27日に第14回「共同親権と子どもの養育を考える勉強会」に参加してきました。国会議員会館を会場とし国会議員の方にも「共同親権と子どもの養育」について関心を持っていただくことを目的の一つにしたこの勉強会には今回も国会議員関係者43名(国会議員本人11名、秘書32名)が参加されました。

今回の講師である棚瀬孝雄(中央大学法科大学院教授・弁護士)先生から「離婚後共同養育法」の提案があるということで期待し議員会館に向かうと会場はすでに立見の方もできるだけ満員でした。マスコミ関係者も多くNHKのカメラが最初から最後まで撮影していたことから今、ハーグ条約批准の問題と共に国内法整備が注目されていることがひしひしと感じられました。

法案の提案ということで難しい話があるのかと思っていましたが、内容は諸外国の法改革の歩みや現在の国際的な基準(国連児童権利条約、ハーグ条約、女性差別撤廃条約)と日本の現状との乖離をわかりやすく説明していただき、何よりも「子の健全な発達」のために日本の現状を法律面からも変えていかなければならないという先生の熱い思いが強く感じられる内容でした。

日本国内では現在、子の連れ去りが横行しています。子を自分の所有物のように連れ去る片親は連れ戻しを恐れ、相手が離婚を認め自分を親権者とするまで会わせないという連れ去り親のエゴがまかり通っている状態です。現在日本が批准を求められている「国際的な子の奪取に関するハーグ条約」で問題になっているのも国際結婚破綻後の日本国内への子の連れ去りです。日本では4組に1組が離婚しています。もはや離婚が特別な事ではなくなった現在において日本の現行の法律がすでに国際的な基準から乖離していることを理解すると共に、何よりも親同士の対立が「子の健全な発達」にとってどれだけ弊害となっているかを考えさせられました。(志村)



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

- 〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95スタジオZ
- TEL&FAX 047-342-8287 e-mail: info@oyakonet.org
- HP: <http://oyakonet.org/>
- 会員 入会金500円・会費2000円 郵便振替 00100-9-565411
- 加入社名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



共同親権と子どもの養育を考える勉強会

昨年11月25日(水)午後3時～、衆議院第二議員会館第二会議室において、第13回共同親権と子どもの養育を考える勉強会が開催された。参加者(実数)は、国会議員9名、議員秘書20名(資料請求来場を含む)、マスコミ関係者5名、在日外国議員及び一般参加者27名(外国人2名)の61名であった。今回の60人定員の会場は満員であった。

今回は、国会議員による面接交渉及び共同親権についての各自の意見の説明という講演内容であった。このため、一般参加者はもとより、前回にも増して、最後まで熱心に参加した国会議員、議員秘書が目立った。

勉強会では、円より子参議院議員、下村博文衆議員議員、藤末健三参議院議員の順で、面接交渉及び共同親権について講師として意見を語っていただいた。なお、講演を予定していた牧山ひろえ参議院議員は国会のため意見の代読となった。冒頭、第1回の勉強会より参加されていた現法務大臣の千葉景子参議院議員より届いたメッセージを、司会が代読した。

円より子議員は、父親が親権を独占していた旧民法時代から現在の民法下における激しい親権争いまでの状況をわかりやすく解説するとともに、過去自ら行った面接交渉の実態調査について説明してくれた。さらに、望ましい面接交渉のあり方とそのために離婚する夫婦が考えるべきこと、面接交渉が適切に実現したケースと困難だったケースの経験と分析、そして、共同親権が望ましいとの意見を述べた。

下村博文議員は、自分の友人で離婚後に子に会えない方がいることを語るとともに、離婚が増加した現在において、子に会えない親はつらいが、親に会えない子はもっとつらいことを強調した。また、離婚は止められないにしても、離婚後も良好な親子関係は維持されるべきであり、このために社会状況の変化に対応した法整備、条件整備が必要であり、政治の果たす役割が重要であることを力説した。

さらに、共同親権及び最近話題になっているハーグ条約の批准が子の福祉のために重要であると述べた。最後に、政党や他の議題についての考え方に違いはあっても、面接交渉や共同親権についての問題意識には議員間で共通するものがあり、また、当事者も団結して、面接交渉促進、共同親権実現に努力して欲しいと述べた。

藤末健三議員も、やはり、友人に子に会えていない当事者がいることを話してくれた。そして、平成20年の第170回国会(臨時会)において、藤末議員が提出した「共同親権法制化に関する質問注意書」及びそれに対する政府の答弁について説明があった。単独親権の問題の実態が十分に把握されていないことに憤りを感じた、との感想があった。

ここで、参加者として出席していた馳浩衆議員議員より、面接交渉と共同親権について

の率直かつ意義深い意見が述べられ、さらに、この国会勉強会のあり方を含め、我々の活動に対するありがたい叱咤激励があった。なお、馳議員は、翌26日の青少年特別委員会において、共同親権、ハーグ条約、面接交渉等について福島国務大臣に質問を行った。

今回の国会勉強会は、従前と異なり、我々の目指す面接交渉促進、共同親権実現について現職の国会議員から直接意見を聞いたとともに、我々の活動についても貴重なアドバイスをいただき、非常に充実した勉強会であった。(高倉 健)

(主催：共同親権・子どもの養育を考える連絡会議は、国会議員対象勉強会運営のための日本ペアレンティング協議会と親子の面会交流を求める全国ネットワークの協同団体です)

離婚家庭支援の現在

味沢道明（日本家庭再生センター所長）

先日、出張スタイルでのビジテーションサポートの仕事をこなしてきました。この利用者さんはもう五年越しになります。実を言えば、この利用者さんの場合、私は事務所でスタンバイしてて、連絡係調整係をつとめていて、現場にはスタッフが出ていました。今回たまたまスタッフの都合が付かず、私が出張したと言う訳。

交通や現場でのタイムスケジュールなどはマニュアル化されていて、レポートなどを見れば、問題なくこなせます。トラブルさえなければ表面的には簡単な仕事です。が実は双方の親御さんとの信頼関係を壊さず、ビジテーションの場を維持する事が難しい事なのかもしれません。会わせる親、会いに来る親、それぞれの価値観や思いのズレはかなり大きいと言う現実があります。特に離婚の際に対立が激化し相互不振に陥っている場合は、ネガティブな感情が再発しやすく、サポーターはその辺りの心配りが求められます。

たとえ親同士に対立や不信があったとしても、子どもが親に会える、親が子どもに会えると言うのは、とても大切な事といつも思いますし、今回も同じです。ただ、子どもの思いを考えると、双

方の親にわかってほしいと思う事がないと言えは嘘になります。その辺りが心苦しい所です。双方の親の妥協点を探りつつ面会を維持していくのが精一杯ですから。少なくとも法的制度的な根拠があれば、私も多少は意見する事は可能なのでしょうけれど。双方の親はもちろん、子どもも私も、みんなが力を出し合う事でビジテーションは維持できますが、何年も続けていると、少しずつ当初の不信感は薄らぎ、ネガティブな感情もでにくくなるようです。受け渡しの時間設定や、面会の状況に関するやり取りもやりやすくなります。

二時間ほどの面会が終わって、子どもの受け渡しが終わるととりあえず月に一度のイベントは無事終了しそれぞれがホッとして帰るのを見送ると私も、業務終了で緊張から解放されると言うわけです。月に一度と言うものの、子どもが少しずつ成長していく様子やそれを見守る親たちの姿を見る事は、私にとってもとても心あたたまる事で、ビジテーションサポートをしていてよかったと、あたたかい思いに満たされて事務所への帰路につきます。



親子ネット博多

団体紹介その9

余寒の候となりました。皆様にはご清祥の事と存じます。

皆様の御尽力を賜り、昨年11月にお陰様で《親子ネット博多》が発足致しました。

読売新聞からの取材等もあり（西部版2009・11・14夕刊9面掲載）、小さな一歩を踏み出させて頂きました。

私自身も、離婚・面接交渉・養育費の三度の調停を経験し、理不尽な現実と闘って参りました！

この経験を活かし、微力ながら、共同親権実現に向けた活動に、参加させて頂ければと存じます。

親子ネット博多代表 吉田大作

*連絡先 oyakonethakata@mail.goo.ne.jp



「埼玉県新座市請願レポート」

昨年12月18日に「別居・離婚の親子面会交流に関する法整備と支援を求める」請願が、埼玉県新座市議会にて全会一致で採択されました。

昨年の5月に駅頭で見かけた県会議員さんより市会議員さんをご紹介いただき、この請願活動を開始しました。9月議会においては、各党派回り、委員会での質疑応答等を行いました。この時点では委員の皆様ももう少し勉強してから決めたいとの事で継続審議となりました。

その後は、紹介議員さんとメールでやりとりしつつ、議会への提出はお任せし、委員会で再度審議され、結果、採択となりました。

この請願でのハイライトは9月の委員会での意見陳述だったと思いますが、その中で色々なご意見を頂き、関連する論点について整理し、請願内容を多角的に見直してみる良い機会となりました。

とりわけ、DV法との兼ね合い、改正法への強制力の付与について等が議論のポイントとなっていました。後者については、西宮市議会で盛り込まれていたもので、ぜひ入れたかったのですが、今回は入れると不採択となる可能性も高く、意見書には盛り込みませんでした。このあたりのバランスが採択へのキーとなるように思います。

また、国会議員連盟結成～法改正までのロードマップを頭に入れておく必要があるとも感じました。(もちろん、関係する皆様と共有した上での話ですが。)

今後は、親子ネットの活動方針の中でしっかりと戦略・戦術を立て、法改正のタイミングに合わせて、例えば、重点地域を決めて請願を出し、マスコミに取り上げて頂くのも良いかと思えます。

厳しい状況の中で生活していると、とかく考え方も内に向かってしまいがちになります。地元で目標を設定し、それに向けて動いていると、何となく元気になってきます。

請願は誰にでもできますし、資料も充実してきています。紹介議員となってくださった議員さんも大変親身に対応して頂き、熱心に勉強され問題について理解していただけて、心強かったです。

一旦、請願を出すと、採択されるに越したことはありませんが、
残念な結果となったとしても、相応の成果が得られると思います。
ぜひ、皆様も地元での請願を考えられてみては如何でしょうか？
最後になりましたが、ご協力頂きました関係者の皆様、

誠にありがとうございました。

(監事 加太 哲也)





最前線日記 2

学会に参加するのはどうでしょう

昨年 11 月 7 日は、京都で日本家族＜法と社会＞学会の年次大会があり、私も参加しました。私は、知り合いの便宜により事前に会員にして頂きましたが、当日は非会員の聴講も許され、親子の引き離し問題当事者の方々（以下、当事者）も複数参加されていました。

その前の 9 月には、日本心理臨床学会という会員数 2 万人弱を誇る心理系では日本最大の学会が東京で年次大会を開きました。この時には、私が仲間の心理士と組んで親子の引き離し問題に関する自主シンポジウムを開いたということもあり、当事者の参加希望者が複数出ましたが、この時は非会員の聴講は認められなかったため、当事者の参加はかないませんでした。

私は、家族法や家族に関する心理的支援あるいは児童虐待等に関する学会に、当事者はできれば参加した方が良いと思います。聴講でもよいし、可能ならば会員になって発表する機会を持てればなお良いです。調べてみると、案外入会できそうな学会はあります。また、当事者団体で役員となっている方は、支援活動の従事者としての入会資格を得られることも考えられます。

学会は、親子の引き離し問題を正々堂々と議論するには打って付けの場になるでしょう。学会は、その道の専門家が集まるところ、つまりキーパーソンが集結するところです。離婚に絡んだ親子の引き離し問題に直接的な影響を与えることが可能となります。

また、学会は、外部ではなかなか得られない良質の科学的情報を得るのにも役立ちます。

さらには、学会役員は通常選挙等によって会員の中から決められますから、親子の引き離し問題に理解のある会員が役員になれば、この問題の解決もさらに進むことでしょう。

というわけで、今後も親子の引き離し問題に関連する学会には、注目して下さい。

須田桂吾（親子ネット副代表、臨床心理士）

「祖父母の立場からの共同親権の訴え」

今回、亡き息子の悲惨なできごとを通し、共同親権という法整備がいかに急務であるかを申し述べたいと思います。

2007年7月に最愛の息子は、32歳の働き盛りで自死しました。あることが原因で妻と不仲になり、息子が大切にしていた当時3歳の男児(私の孫)を元嫁が取り込んでしまい、引き離し状態となってしまいました。

息子は、孫と関われなくなったことに絶望感を抱き、長い遺書を残し、命を絶ったのです。もちろん、そうなるまでには、解決策となりそうな方法をいくつか提案しました。たとえば、親権をこちらに得られるよう弁護士に相談に行こうとか、また再婚すれば子どもが持てるなどと、話したのです。しかし、本人にとっては、現在の我が子が唯一の宝物であり、命を懸けても守りたかったことのようにでした。私にすれば、孫は二の次で、息子の命の方が大切であり、長く生きて私の良き相談相手であり続けて欲しかったと痛切に思います。

私は、息子に対し、何と的外れな愚かな物言いをしたのだろうと、自責の念で今も押し潰されそうです。どうして何も打つ手がなかったのか、悔やまれてなりません。



息子の死から学ぶことがあるなら、それは共同親権を早急に実現させなければならないということです。第二第三の息子のような被害者を出さない為に、強く訴えたいと思います。この制度があれば、息子は死なずに済んだことでしょう。

子どもが成長する過程において、両親が別居や離婚をしても、父親と母親、両方の愛情は不可欠です。どちらかが一方的に子どもを取り込んで会わせないというのは、犯罪行為に等しく、子どもの健やかな成長には、ほど遠いものがあります。

そういった引き離し行為から、息子のように精神的に追い込まれ、尊い命を絶つというような悲劇が生まれるのです。

それから、私達のように悲惨な例が他にもあることをお聞きしています。祖父母の立場から、

またその方々すべての代弁者として申し上げますと、実の父親か母親のどちらかが死亡している場合、その祖父母が孫との交流を断たれ、会えなくなるというのは、非人道的な扱いです。

我が子を亡くすし、孫とも会えなくなるしで、どうやって明日に希望を持って生きるのでしょうか。一生悲嘆の日々を過ごさねばならないのでしょうか？長くはない残りの人生に、少しでも祖父母に生きがいを与えてくださいませんか。

現実には、四分の一の血は祖父母から孫に受け継がれています。そして、父親や母親がどんな人物であったのか、説明してあげられるのは、祖父母なのです。子ども自身もある年齢になれば、どんな父親か、母親だったのか、知りたがる時期が必ず来ます。前もって子どもに、父親、母親の生き様、考え方を伝えておくのは、子どもが迷わないで生きていく為の羅針盤の役割を果たすものであると考えます。

さらに、夫婦関係が破綻する前や、父親、母親のどちらかが死亡する前の、祖父母と孫との密接な交流が、どうであったのかを審判の場ではよく聞かれます。これは、祖父母に慣れているということが、面接の為の条件とされているからです。

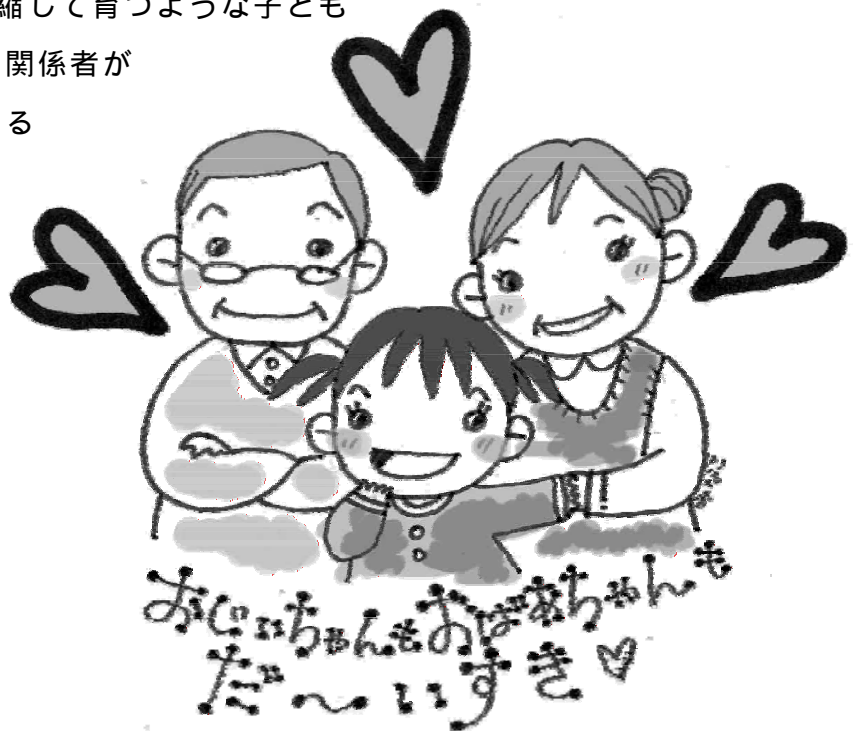
しかし、諸事情で孫と頻繁に会えていなかったという祖父母もいます。

父親か母親が死亡している場合は、唯一の繋がりには孫しかいない訳ですから、密接に孫との交流があったのかどうかに関わらず、特例として自由に会える為の法制化を整えていただきたいのです。

なぜなら、我が子の無事な日々を願いながら、無念な思いで亡くなった息子や娘の代わりとして、道を踏み外さないよう祖父母が孫の成長を見守るといった重い責任があるからです。

最後に、片親の顔色を伺いながら萎縮して育つような子どもを増やさないでください。子どもは、関係者が全員で見守り育てていくものです。ある一部の親の所有物ではありません。ましてや、親の思い通りには育てません。子は天からの授かりものという例えがあります。広い視野に立った幅広い子育てが必要なのです。

(中西アイ子)



「手帳にメモして」

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

定例会

日時:2月27日(土) 15:30~18:30
場所:中央大学後楽園キャンパス
問合せ:TEL&FAX 047-342-8287(スタジオZ)

親子ネット関西 [第12回定例会]

日時:2月21日(日) 18:30~20:30
場所:大阪市中央公会堂 第1会議室
参加費:会員無料 一般500円
同日午後は、大阪市内で署名かピラ配りを実施する予定…問合せ:090-7355-2346(坪木)

親子ネット関西講演会

「離婚と子どもの最善の利益-現行家事裁判の問題点 現場からの低減と改正の動き-」
日時:4月25日(日) 13:30~17:00(13:00開場)
場所:京都市ひとまち交流館京都大会議室
参加費:会員1000円 一般1500円
懇親会:17:30~京都馬場町(要事前予約 実費負担)
問合せ:090-7355-2346(坪木)
wakuyatai.1926@ybb.ne.jp

我が子に会いたい親の会 [第34回定例会]

日時:3月6日(土) 14:30~17:30
場所:文京区アカデミー茗台(めいたい)7階(あおば会)
参加費:500円
問い合わせ
<http://wagako.web.fc2.com/inquiry/inquiry.html>

我が子 2月 [関西の集まり]

主旨:初参加者顔合わせ、個人相談 学習 親睦
日時:2月28日(日) 15:00~17:00
場所:神戸市長田区 中野セミナー(塾)の施設コンテナ教室
参加費:今回は無料… 問合せ:
nakano1@fd5.so-net.ne.jp(中)

親子ネットNAGANO

日時:原則第3土曜日
場所:奇数月:長野市 偶数月:松本市
参加費:500円
問合せ:050-3468-3743(堤)

親子の絆ガーディアン四国

日時:毎月第1・第3水曜日 19:00~21:00
場所:高松市男女共同企画センター
問合せ:090-4507-4224(早井)

くになちこどもとの交流を求める親の会定例会

日時:自力種か毎月第1木曜日、会議毎月第3木曜日 19:00~
場所:国立市 スペースF(国立市中3-11-6) 問合せ:042-573-4010(スペースF内)

SOS!会えない親子のホットライン

別居 離婚で子どもに会えなくなった親 親に会えなくなった子どもの相談に応じます。相談無料 秘密厳守
日時:第1・第3木曜日 16:00~19:00
問合せ:042-573-5791(くになちこどもとの交流を求める親の会)

【活動日誌】

- 11/29 親子ネット運営会議
- 12/5 日弁連シンポジウム ピラ配)
- 12/6 「引き離し」印刷
- 12/13 親子ネット関西 第10回定例会
- 12/14 名取市議会 意見書採択
- 12/18 新座市議会 意見書採択
- 12/18 国会ロビー活動(南関東ブロック)
- 12/19 親子ネットNAGANO 第11回定例会in長野
- 12/20 親子ネット運営会議 定例会 忘年会
- 12/27 法案検討会
- 1/10 親子ネット運営会議
- 1/14 NHK取材
- 1/15 国会ロビー活動(南関東ブロック)
- 1/16 我が子に会いたい親の会
第2回勉強会「引き離された親子はどのように絆を守るか」
- 1/16 親子ネットNAGANO 第12回定例会in松本1/22
国会ロビー活動(南関東ブロック)
- 1/24 親子ネット運営会議 定例会:NHKTVカメラ取材
- 1/27 第14回国会勉強会
「共同親権と子どもの養育を考える勉強会」
- 1/31 親子ネット関西 共同親権の署名活動in西宮1/31
親子ネット関西 第11回定例会
- 2/13 親子ネット運営会議
- 2/14 「引き離し」印刷

マスコミ

- 12/3 時事通信社「子ども連れ戻し拒否に罰則を = 日本など対象 - 米議会」
- 12/3 毎日新聞「国際結婚離婚 外務省に問題担当室」
- 12/24 NHK「子の連れ去りとハーグ条約」
- 1/10-12 東京新聞「奪われる子国際結婚の陰で (上中下)」
- 1/30 朝日新聞「ハーグ条約加入、外相に求める 欧米8カ国の駐日大使ら」
- 2/2 朝日新聞「DV 逃れ子ども連れ帰り」否定
- 2/2 NHKリポート「シリーズ子どもたちの現場- 離婚した親子の再会」
- 2/7 東京新聞「米が日本にハーグ条約加盟を “拉致問題支援に悪影響”」

編集後記

好きで白ウサギに着いていったわけではないが、離婚訴訟というトンネルの向こう側で、様々な現実を見てきた。
裁判所の現実、法の現実、弁護士の実情。
良くも悪くも、学んだ事は大きい。

当事者はみな総じて個人的で我が強、当然にして意見がぶつかることも多いけれど、期待や失望、離合集散等を繰りながらいま思ふ事は、結局、我々はみな、同じ一隻の舟に乗っているのだということだ。

議論、激論、大いに結構、時にはぶつかり、時には手を取りながら、手探りで目指すのは共同親権、共同監護の確立という確固たる大世だ。

子には自分のようになって欲しいと思ふ反面、自分のようにはなって欲しくないと思ふのが親心というものだろう。

こんな理不尽な現実を、子が大人になった時には残しておきたくないと思ふから、これからも運動には関わっていく。

子の養育に関わってやれない申し訳なさを、ずっと心に背負って生きている。

真の交流が出来るのは、いつの日だろうか。

(辻)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子面会交流への公的支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいっしょにいても別れても、それは変わりません。地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行ってきました。いっしょに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95スタジオZ TEL&FAX 047-342-8287 e-mail info@oyakonet.oreg